

預金保険法施行規則 別紙様式新旧対照表

現 行				改正案			
別紙様式第1(第19条関係)				別紙様式第1(第19条関係)			
保 険 料 計 算 書				保 険 料 計 算 書			
年度 _____ (金融機関名) _____				年度 _____ (金融機関名) _____			
科 目	金 額			科 目	金 額		
	決済用預金	一般預金等	合 計		決済用預金	一般預金等	合 計
I 預 金 等			千円	I 預 金 等			千円
1 預金				1 預金			
2 定期積金				2 定期積金			
3 掛金				3 掛金			
4 指定金銭信託合同運用口及び貸付信託				4 指定金銭信託合同運用口及び貸付信託			
5 金融債				5 金融債			
II 除かれる預金等			千円	II 除かれる預金等			千円
1 外貨預金				1 外貨預金			
2 譲渡性預金				2 譲渡性預金			
3 特別国際金融取引勘定において経理された預金				3 特別国際金融取引勘定において経理された預金			
4 日本銀行又は金融機関からの預金等				4 日本銀行又は金融機関からの預金等			
5 金融債(募集債又は保護預り契約が終了したもの)				5 金融債(募集債又は保護預り契約が終了したもの)			
6 預金保険機構からの預金等				6 預金保険機構からの預金等			
7 無記名預金等				7 無記名預金等			
8 振替貸付信託受益権				8 振替貸付信託受益権等			
III 基準預金等(I-II)			千円	III 基準預金等(I-II)			千円
IV 法第69条の2第2項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等	千円	千円	-	IV 法第69条の2第2項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等	千円	千円	-
V 特定決済債務		-	千円	V 特定決済債務		-	千円
VI 基準決済用預金(III+IV+V) 基準一般預金等(III-IV)			千円	VI 基準決済用預金(III+IV+V) 基準一般預金等(III-IV)			千円
VII 保険料 事業年度の月数 {VI × $\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$ × 保険料率}	(決済用預金に係る 保険料率%)	(一般預金等に係る 保険料率%)	円	VII 保険料 事業年度の月数 {VI × $\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$ × 保険料率}	(決済用預金に係る 保険料率%)	(一般預金等に係る 保険料率%)	円
保険料納付額 第1回納付額 第2回納付額			円	保険料納付額 第1回納付額 第2回納付額			円
<p>(備考)</p> <p>1 Iの1から5は、法第2条第2項第1号から第5号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。</p> <p>2 の1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。の2及び3は令第3条第1号及び第2号に、の4は同条第3号及び第4号に、の5から8までは同条第5号から第8号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、の1又は4に該当する預金で特別国際金融取引勘定において経理された預金については、の3に計上し、の1又は4には計上しないこととする。また、の4(特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。)に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、の1に計上し、の4には計上しないこととする。なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等については、IIの4には含まれない。</p> <p>3 及びの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるうえ記載する。なお、その場合であっても から を差し引いた計数がIIIに合致するよう調整して記載することとする。</p> <p>4 IVに該当する金額を決済用預金及び一般預金等の両方の欄に記載することとする。</p> <p>5 及びの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるうえ記載する。なお、その場合であっても基準決済用預金についてはに を足したうえ を足した計数及び基準一般預金等については から を差し引いた計数がそれぞれ に合致するよう調整して記載することとする。</p> <p>6 の特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用預金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されることから、決済用預金の欄に記載することとする。</p> <p>7 の決済用預金に係る保険料率及び一般預金等に係る保険料率は、法第51条の2第1項に規定する率及び法第51条第1項に規定する保険料率にそれぞれ該当するものとする。</p> <p>8 保険料の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるうえ記載する。</p> <p>9 保険料について、全額一括納付を希望する場合は第1回納付額欄に保険料の全額を記載し、第2回納付額欄にゼロを記載する。また、分割納付を希望する場合は第1回納付額及び第2回納付額欄にそれぞれ保険料を2分の1した額を記載する。</p> <p style="text-align: right;">担当部課名 _____ (電話番号) _____ 担当者名 _____ (FAX番号) _____</p>				<p>(備考)</p> <p>1 Iの1から5は、法第2条第2項第1号から第5号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。</p> <p>2 の1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。の2及び3は令第3条第1号及び第2号に、の4は同条第3号及び第4号並びに令第3条の2第3号及び第4号に、の5は令第3条第5号に、の6及び7は同条第6号及び第7号並びに令第3条の2第5号及び第6号に、の8は令第3条第8号に掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、の1又は4に該当する預金で特別国際金融取引勘定において経理された預金については、の3に計上し、の1又は4には計上しないこととする。また、の4(特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。)に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、の1に計上し、の4には計上しないこととする。なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等については、IIの4には含まれない。</p> <p>3 及びの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるうえ記載する。なお、その場合であっても から を差し引いた計数がIIIに合致するよう調整して記載することとする。</p> <p>4 IVに該当する金額を決済用預金及び一般預金等の両方の欄に記載することとする。</p> <p>5 及びの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるうえ記載する。なお、その場合であっても基準決済用預金についてはに を足したうえ を足した計数及び基準一般預金等については から を差し引いた計数がそれぞれ に合致するよう調整して記載することとする。</p> <p>6 の特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用預金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されることから、決済用預金の欄に記載することとする。</p> <p>7 の決済用預金に係る保険料率及び一般預金等に係る保険料率は、法第51条の2第1項に規定する率及び法第51条第1項に規定する保険料率にそれぞれ該当するものとする。</p> <p>8 保険料の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるうえ記載する。</p> <p>9 保険料について、全額一括納付を希望する場合は第1回納付額欄に保険料の全額を記載し、第2回納付額欄にゼロを記載する。また、分割納付を希望する場合は第1回納付額及び第2回納付額欄にそれぞれ保険料を2分の1した額を記載する。</p> <p style="text-align: right;">担当部課名 _____ (電話番号) _____ 担当者名 _____ (FAX番号) _____</p>			